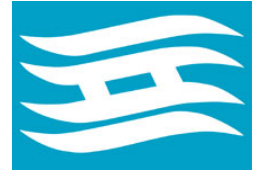


兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第20号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	2
訓 令	
○ 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）	8
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令（同）	27
告 示	
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	29

公布された法令のあらまし

●行政組織規則等の一部を改正する規則（規則第27号）

平成24年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌並びに職制について所要の整備を行うこととした。

1 行政組織規則の一部改正

(1) 本庁の部、局、課及び室の組織改正

ア 企画県民部

- (7) 地域振興課にエネルギー対策室を設置する。
- (4) 男女家庭室を健康福祉部へ移管し、男女家庭課に再編する。
- (7) 財政課資金公債室を財政課資金財産室に再編する。
- (2) 新行政課事務改革室を廃止する。
- (4) 管財課財産管理室を廃止する。
- (7) 防災計画課防災情報室を災害対策課防災情報室に再編する。
- (3) 係の再編等規定の整備を行う。

イ 健康福祉部

健康増進課に受動喫煙対策室を設置するとともに、係の再編等規定の整備を行う。

ウ 産業労働部

観光・国際局を国際局に再編するとともに、係の再編等規定の整備を行う。

エ 農政環境部

係の再編等規定の整備を行う。

オ 県土整備部

都市計画課開発調整室を廃止するとともに、係の再編等規定の整備を行う。

(2) 地方機関の組織改正

ア 県民局

淡路県民局総務室を総務企画室に、公園島企画室を公園島推進室に再編する等規定の整備を行う。

イ 県立女性家庭センターを女性家庭センターに、県立精神保健福祉センターを精神保健福祉センターに再編する。

(3) 職制の改正

ア 理事（男女家庭・少子・消費者対策担当）、政策監、副防災監、ものづくり教育参事及び医監の職を廃止する。

イ 本庁の組織に政策部長及び福祉監の職を置く。

(4) その他規定の整備を行う。

2 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則の一部改正

- 3 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正
 麻酔センター長を廃止し、生活習慣病センター長を設置する等規定の整備を行う。

規 則

行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第27号

行政組織規則等の一部を改正する規則

(行政組織規則の一部改正)

第1条 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第1節の4 県立男女共同参画センター(第72条の11—第72条の13) を「第1節の4 県民局
 第1節の5 県民局(第73条—第87条の25)」に、「第15節の5 県立明
 (第73条—第87条の25)」に、「県立女性家庭センター」を「女性家庭センター」に、「第15節の5 県立明
 石学園(第131条の15—第131条の17)」を 「第15節の5 県立明石学園(第131条の15—第131条の17)
 第15節の6 県立男女共同参画センター(第131条の18—第131
 条の20)」に、「県立精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

第5条の2の2第1項の表県民文化局の款芸術文化課の項中「事業調整係 学芸係」を「事業調整係」に
 改め、同表企画財政局の款新行政課の項中「組織係」を「組織係 事務改革係」に改め、同表管理局の款管
 財課の項中「設備係」を「設備係 車両係 公有財産係」に改め、同表防災企画局の款復興支援課の項中「復
 興調整係 住宅再建係」を「復興調整係」に改め、同表災害対策局の款災害対策課の項中「被災者支援係」
 を削り、同条第2項の表広報課の款の次に次のように加える。

地域振興課	エネルギー対策室
-------	----------

第5条の2の2第2項の表青少年課の款を削り、同表財政課の款資金公債室の項中「資金公債室」を「資
 金財産室」に改め、同表新行政課の款及び管財課の款を削り、同表防災計画課の款広域企画室の項中「広域
 調整係」を「広域調整係 広域計画係」に改め、同表防災情報室の項を削り、同表に次のように加える。

災害対策課	防災情報室	防災情報係
-------	-------	-------

第5条の6の3中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条中第9号及び第10号
 を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、同条に次の1項を加える。

2 エネルギー対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水需給計画の策定及び調整並びに水利用の合理化に関すること。
- (2) 電力需給対策及び電力施設の整備に関すること。
- (3) 新エネルギーの導入促進に係る総合調整に関すること。

第5条の10第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同条第2項を削る。

第6条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 兵庫県立美術館のうち王子分館に関すること。

第8条第2項中「資金公債室」を「資金財産室」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 未利用地利活用の総合調整に関すること。

第10条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項に次の3号を加える。

- (4) 県の行政事務の合理化に関すること。
- (5) 県行政の考査に関すること。
- (6) 新しい行政手法等の導入に関すること。

第10条第2項を削る。

第11条の2第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条第7号中「及び子ども手当」を削る。

第14条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、第7号を第10号とし、第1号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第3号までとして、次の3号を加える。

- (1) 公有財産の統括に関する事。
- (2) 公有財産の取得、管理及び処分に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 県有建物復興基金及び土地基金に関する事。

第14条第1項に次の1号を加える。

- (ii) 庁用自動車の集中管理に関する事。

第14条第2項を削る。

第15条第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 民法の規定により社団法人又は財団法人として設立された法人の特定保険業の認可及び監督に関する事。

第17条第4号中「及び次項各号」を削る。

第17条の2第1項中「及び第3項」を削り、同条第3項を削る。

第19条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条に次の1項を加える。

2 防災情報室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 防災情報の収集及び伝達に関する企画及び調整に関する事。
- (2) 防災行政無線に関する事。
- (3) 災害対応総合情報ネットワークシステムの管理及び運営に関する事。
- (4) 衛星通信ネットワークの管理及び運営に関する事。

第21条第1項の表社会福祉局の款福祉法人課の項中「福祉人材育成係」を「施設・人材係」に改め、同表こども局の款少子対策課の項中「少子政策係 少子計画係」を「少子政策係」に改め、同表に次のように加える。

男女家庭課	家庭施策係 男女共同参画係
-------	---------------

第21条第1項の表健康局の款疾病対策課の項中「感染症係 新型インフルエンザ対策係」を「感染症係」に改め、同表第2項の表に次のように加える。

健康増進課	受動喫煙対策室	普及啓発係 施設相談係
-------	---------	-------------

第25条第6号中「高齢者虐待防止法」を「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に改める。

第28条第14号中「県立精神保健福祉センター及び兵庫県こころのケアセンター」を「精神保健福祉センター、兵庫県こころのケアセンター及び県立こども発達支援センター」に改める。

第31条第3号中「就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行」を「認定こども園」に改め、同条第13号中「県立女性家庭センター」を「女性家庭センター」に改め、第2章第2節第4款中同条の次に次の1条を加える。

（男女家庭課の事務）

第31条の2 男女家庭課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する行政の総合調整に関する事。
- (3) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の施行に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 家庭に関する総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (5) 家庭に関する行政の総合調整に関する事。
- (6) 県立男女共同参画センターに関する事（しごと支援課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 県立ひょうご女性交流館に関する事。
- (8) 男女共同参画審議会に関する事。

第36条中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第17号中「財団法人兵庫県健康財団」を「公益財団法人兵庫県健康財団」に改め、同条に次の1項を加える。

2 受動喫煙対策室においては、受動喫煙の防止等に関する事務をつかさどる。

第38条第1項の表政策労働局の款しごと支援課の項を削り、同款労政福祉課の項中「施設係」を「勤労者福祉係」に改め、同款能力開発課の項中「計画調整係」を「企画調整係」に改め、同款に次のように加える。

しごと支援課	しごと企画係 雇用対策係 就業支援係 緊急雇用創出係
--------	----------------------------

第38条第1項の表産業振興局の款工業振興課の項中「産地振興係 皮革ものづくり支援係」を「ものづくり企画係 皮革産地振興係」に、「管理指導係」を「管理指導係 計量検査検定係」に改め、同款新産業情報課の項中「産学連携企画係 新産業支援係」を「産学連携企画係」に改め、同表観光・国際局の款中「観光・国際局」を「国際局」に改め、同款国際経済課の項中「経済交流係 人材交流係」を「海外事業支援係」に改め、同条第2項の表産業政策課の項中「産業立地係」を「立地支援係」に改める。

第39条中第12号を削り、第13号を第12号とする。

第41条を削る。

第42条第14号中「、県立西はりま天文台公園、県立東はりま時計の丘公園、県立但馬全天候運動場」を削り、同条を第41条とし、第43条を第42条とし、第2章第3節第2款中同条の次に次の1項を加える。

(しごと支援課の事務)

第43条 しごと支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 雇用の創出及び安定に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 労働行政における国及び市町との連携に関すること。
- (3) 職業紹介に関すること。
- (4) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）の施行に関すること。
- (5) 職場適応訓練に関すること。
- (6) 高年齢者の労働能力の活用に関すること。
- (7) 重度障害者多数雇用事業所（県が出資するものに限る。）に関すること。
- (8) 多様な働き方に係る施策に関すること。
- (9) 緊急雇用就業機会創出事業及びふるさと雇用再生事業に関すること。
- (10) 県立男女共同参画センターに関すること（就業援助事業に関するものに限る。）。
- (11) 一般財団法人兵庫県雇用開発協会に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、雇用及び就業に関すること。

「第4款 観光・国際局」を「第4款 国際局」に改める。

第46条の2第4号中「の施行」を「に基づく事務の受託」に改める。

第47条第1項の表農政企画局の款消費流通課の項中「食品安全係」を「ブランド戦略係 食品安全係」に改め、同款農林経済課の項中「管理調整係 農業共済金融係」を「農業共済金融係」に改め、同表農林水産局の款林務課の項中「計画係 造林係」を「造林計画係」に改める。

第48条の3第2項第1号中「特定利用権及び」を削る。

第51条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項に次の1項を加える。

(5) 国営土地改良事業に関すること。

第56条の3中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第57条第1項の表まちづくり局の款都市計画課の項中「都市環境係」を「立地調整係」に改め、同款公園緑地課の項中「技術指導係」を削り、同表住宅建築局の款住宅管理課の項中「訟務係」を「訟務係 団地支援係」に改め、同款建築指導課の項中「防災耐震係」を「防災耐震係 開発指導係 審査係」に改め、同款設備課の項中「管理係 耐震・構造係」を「耐震・構造係」に改め、同条第2項の表都市計画課の款を削る。

第58条の2第3号中「昭和26年」を「昭和24年」に改める。

第64条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同条第7号を次のように改める。

(7) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の施行に関すること。

第64条第1項に次の3号を加える。

(8) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の施行に関すること。

- (9) 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関すること。
- (10) まちづくり審議会（大規模小売店舗及び大規模集客施設の設置に係る調査審議に関することに限る。）及び都市計画審議会に関すること。

第64条第2項を削る。

第65条第1項第9号中「財団法人兵庫県園芸・公園協会」を「公益財団法人兵庫県園芸・公園協会」に改める。

第65条の3第2号及び第3号中「（設備課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第65条の5第14号中「及び建築士審査会」を「、建築士審査会及び開発審査会」に改め、同条中同号を第21号とし、第13号を第20号とし、第12号の次に次の7号を加える。

- (13) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。
- (14) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）の施行に関すること。
- (15) 新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）の施行に関すること。
- (16) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関すること（市街化調整区域における開発行為等に関するものに限る。）。
- (17) 開発地域の良好な環境の確保に関すること。
- (18) 公共施設整備基金に関すること。
- (19) 独立行政法人住宅金融支援機構受託業務に関すること（宅地造成に関するものに限る。）。

第65条の7第3号及び第4号を削る。

第67条第1項の表会計課の項中「決算・資金係 国費係」を「決算・国費係」に改める。

第69条第7号中「（教育委員会の所管に係る学校の職員及び警察職員に係るものを除く。）」を削り、同条第8号中「（かいに係るものを除く。）」を削る。

第71条の表男女共同参画審議会の項を削り、同表精神医療審査会の項中「県立精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に改め、同項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例（平成14年兵庫県条例第11号）による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	健康福祉部 子ども局男女家庭課
-----------	--	--------------------

第71条の表開発審査会の項を削り、同表中

「

建築士審査会	建築士法第28条の規定による2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務並びに同法に規定する処分に対する同意に関する事務
--------	--

」

を

「

建築士審査会	建築士法第28条の規定による2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務並びに同法に規定する処分に対する同意に関する事務
開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査並びに宅地造成等規制法及び災害危険区域に関する条例（昭和46年兵庫県条例第62号）の運用並びに宅地に関する災害の防止に関する重要事項の調査審議に関する事務

」

に改める。

第4章第1節の4を削る。

第75条第1項の表神戸県民局の款県民室の項中「県民課」を「県民福祉課」に改め、同表北播磨県民局の

款総務企画室の項中「総務課」を「総務防災課」に、「企画防災課」を「企画課」に改め、同表但馬県民局の款地域政策室の項中「地域振興課」を「地域振興課 ふるさと但馬創生課」に改め、同表淡路県民局の款総務室の項中「総務室」を「総務企画室」に、「防災課」を「企画防災課」に改め、同表公園島企画室の項中「公園島企画室」を「公園島推進室」に、「企画課 ビジョン課 淡路振興課」を「ビジョン課 未来島推進課」に改め、同条第2項の表神戸県民局の項中「健康福祉第1課 健康福祉第2課」を削り、同表阪神北県民局の項中「地域振興課」を「里山・地域づくり課 商工労政課」に改める。

「第5款の3 公園島企画室」を「第5款の3 公園島推進室」に改める。

第80条の6中「公園島企画室」を「公園島推進室」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とする。

第86条の表中播磨健康福祉事務所の項中「監査指導課 地域福祉課」を「監査・地域福祉課」に改める。

第87条の8の表阪神農林振興事務所の項中「林業課」を「里山・林業課」に改め、同表光都農林水産振興事務所の項中「治山第1課 治山第2課」を「治山課」に改め、同表朝来農林振興事務所の項中「林道建設第1課 林道建設第2課」を「林道建設課」に改める。

第87条の16第1項の表宝塚土木事務所の項中「道路保全第2課 新名神用地対策課」を「道路保全第2課」に改め、同表加東土木事務所の項中「道路整備課 道路保全第1課 道路保全第2課」を「道路第1課 道路第2課」に、「まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課」を「まちづくり建築課」に改め、同表姫路土木事務所の項中「道路整備課 街路課」を「道路整備課」に改め、同表光都土木事務所の項中「まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課」を「まちづくり建築課」に改め、同表龍野土木事務所の項中「道路整備課 道路保全課」を「道路課」に改め、同表新温泉土木事務所の項中「浜坂道路第1課 浜坂道路第2課」に改め、同表洲本土木事務所の項中「河川砂防課 復興事業課」を「河川砂防課」に、「まちづくり課 建築課」を「まちづくり建築課」に改め、同条第5項中「復興用地対策第3課」を削る。

第87条の21第2号中「施設」の右に「並びに西浜排水機場及び西浜川防潮水門」を加える。

第4章第1節の4を同章第1節の5とする。

第115条の3の表企画調整部の項中「企画課」を「企画調整課」に、「情報システム課」を「情報システム課 新学科・学部企画課」に改める。

「第15節の3 県立女性家庭センター」を「第15節の3 女性家庭センター」に改める。

第131条の8中「設置された県立女性家庭センター」を「設置された女性家庭センター」に改める。

第131条の9及び第131条の10中「県立女性家庭センター」を「女性家庭センター」に改める。

第4章第15節の5の次に次の1節を加える。

第15節の6 県立男女共同参画センター

(位置)

第131条の18 兵庫県立男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第9号)第1条の規定により設置された県立男女共同参画センターの位置は、神戸市中央区東川崎町1丁目である。

(所掌業務)

第131条の19 県立男女共同参画センターにおいては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画社会の形成のための活動について支援すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成のための情報の収集及び提供を行うこと。
- (3) 男女共同参画社会の形成のための研修会、講演会等を開催すること。
- (4) 男女共同参画社会の形成を阻害する諸問題に関する相談に応ずること。
- (5) 男女共同参画社会の形成に必要な就業に関する指導及び技術の講習を行うこと。
- (6) 男女共同参画社会の形成に関する調査研究を行うこと。
- (7) 神戸ハーバーランド庁舎に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、県立男女共同参画センターの目的を達成するために必要なこと。

(内部組織)

第131条の20 県立男女共同参画センターに、次の3課を置く。

調整課

企画啓発課

就業支援課

第136条の3中 「安全対策課 技術管理課」を「安全対策課」に改める。

「第19節の2 県立精神保健福祉センター」を「第19節の2 精神保健福祉センター」に改める。
 第140条の2中「設置された県立精神保健福祉センター」を「設置された精神保健福祉センター」に改める。
 第140条の3中「県立精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に改め、同条第6号中「第22条第2項」の右に「又は第51条の7第2項」を加え、「同条第1項に規定する支給要否決定」を「同法第22条第1項又は第51条の7第1項に規定する支給の要否の決定」に改め、同条第7号中「第26条第1項」の右に「又は第51条の11」を加える。

第220条中「第16条第5項」を「第16条第4項」に改める。

第378条の表理事（男女家庭・少子・消費者対策担当）の項を削り、同表政策監の項中「政策監」を「政策部長」に改め、同表副防災監の項及びものづくり教育参事の項を削り、同表医監の項を次のように改める。

福祉監	健康福祉部	健康福祉部長の職務を補佐するとともに、健康福祉部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
-----	-------	---

第378条の表観光監の項職務の欄を次のように改める。

産業労働部長の職務（観光分野に関する職務に限る。以下この項において同じ。）を補佐するとともに、産業労働部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第378条の表主任文化専門員又は文化専門員の項の次に次のように加える。

主任青少年指導専門員又は青少年指導専門員	企画県民部企画財政局総務課	青少年の指導、保護及び育成に関する事務その他の担当事務を処理する。
----------------------	---------------	-----------------------------------

第378条の表職員相談員の項の次に次のように加える。

職員健康相談員	職員課	職員の精神的健康に係る相談に応じ、これに関連した事務を処理する。
---------	-----	----------------------------------

第378条の表環境創造型農業専門員の項中「環境創造型農業専門員」を「主任環境創造型農業専門員又は環境創造型農業専門員」に改め、同表主任研究員又は研究員の項中「主任研究員又は研究員」を「主席研究員、上席研究員、主任研究員又は研究員」に改め、同項の次に次のように加える。

森づくり専門員	豊かな森づくり課	森づくりの普及啓発及び県立ふるさとの森公園等の管理に関する技術指導の事務を処理する。
---------	----------	--

第386条第1項中「県立精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に、「県立女性家庭センター」を「女性家庭センター」に改める。

第387条第1項の表次長の項組織の欄中「県立精神保健福祉センター」を「広域防災センター、県立総合衛生学院の事務部若しくは看護部、精神保健福祉センター」に改め、同項職務の欄中「県立精神保健福祉センター」を「広域防災センター、精神保健福祉センター」に改め、「監督し」の右に「、県立総合衛生学院の事務部若しくは看護部」を加え、「及び」を「又は」に改め、同表中

「

参事	地方機関	特殊の事務を処理する。
----	------	-------------

」

を

「

副部長	森林動物研究センターの業務部	部長の職務を補佐し、担当事務を管理する。
参事	地方機関	特殊の事務を処理する。

」

に改め、同表主任研究員又は研究員の項中「主任研究員」を「主席研究員、上席研究員、主任研究員」に改め、同表主任精神保健福祉専門員又は精神保健福祉専門員の項中「県立精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

第393条の表緑環境景観専門員の項の次に次のように加える。

天文科学専門員	自然・環境科学研究所	天文科学の調査研究に関する事務を処理する。
---------	------------	-----------------------

附則第2条第1項の表障害福祉局の項及び生活消費局の項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。

3 健康福祉部に福祉監の職を置く期限は、平成26年3月31日までとする。

附則第3条第2項の表防災企画局の項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改め、同表まちづくり局の項中「花と緑の景観づくり、」を削る。

(地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則(昭和43年兵庫県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「麻酔センター長」を「生活習慣病センター長」に改める。

(地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正)

第3条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則(昭和44年兵庫県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「麻酔センター長」を「生活習慣病センター長」に改め、「教務主任」の右に「、教務専門員」を加え、「看護長」を「看護師長」に改め、「主任作業療法士」の右に「、主任言語聴覚士」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(公有財産規則の一部改正)

2 公有財産規則(昭和58年兵庫県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「企画県民部管理局管財課管財管理室長」を「企画県民部管理局管財課長」に改める。

訓 令

兵庫県訓令第1号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

決裁規程等の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、政策監」を削り、「部長()」の右に「政策部長、」を、「局長」の右に「(知事室長、政策調整局長及びビジョン局長を含む。以下同じ。)」を加え、同条第2号中「、政策監」を削り、同条第3号中「、政策監」を削り、「副防災監」を「福祉監、観光監」に、「、知事室長、政策調整局長、ビジョン局長」を「(健康福祉部の局長を除く。)」に改め、同条第4号中「、政策監」及び「、知事室長、政策調整局長、ビジョン局長」を削る。

第5条第1項中「、別表第2及び別表第3」を「及び別表第2」に改め、同条第2項第11号から第15号までの規定中「、政策監」を削り、同項第20号ソを削る。

第5条の2第2項及び第5条の3を削る。

第6条第2項中「第5条の2及び」を削り、同項第7号中「医監」を「福祉監」に改める。

第7条第1項中「、別表第2及び別表第3」を「及び別表第2」に改め、同条第2項第1号中「所掌する事務」の右に「(知事室長、政策調整局長及びビジョン局長(以下「知事室長等」という。))にあっては、そ

の担任する事務。以下同じ。)」を加え、同項第4号中「事業」の右に「(知事室長等にあつては、その担任する主要な事業)」を加え、同項第5号中「職員」の右に「(知事室長等にあつては、その担任する事務を処理する職員)」を加える。

第8条第1項中「、別表第2」を「又は別表第2」に改め、「又は別表第3の政策監専決事項の欄若しくは局長専決事項の欄」を削り、「第5条の2第1項、第5条の3第1項」を「第5条の2」に、「第7条第1項」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「、別表第2」を「又は別表第2」に改め、「又は別表第3の局長専決事項の欄」を削り、「第5条の2第1項、第5条の3第1項又は第7条第1項」を「第5条の2又は前条第1項」に改める。

第9条第3項第8号及び第5項中「及び子ども手当」を削る。

第12条第2項中「、政策監」を削る。

第12条の2中「副防災監が」を「防災企画局長又は災害対策局長が、それぞれその担任する事務に関し、」に改める。

第12条の3を削る。

第13条中「局長」を「福祉監、観光監又は局長(健康福祉部の局長を除く。)」に改め、「事務」の右に「(国際局長にあつては、観光交流課及び観光振興課に関する事務を除く。)」を加える。

第17条第1項中「副防災監が」を「防災企画局長又は災害対策局長が、それぞれその担当する事務に関し、」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「局長」を「福祉監、観光監又は局長(健康福祉部の局長を除く。)」に改め、「事務」の右に「(国際局長にあつては、観光交流課及び観光振興課に関する事務を除く。)」を加え、同条中同項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第22条中「政策監、」を削る。

附則第3項の見出し中「環境部長」を「政策部長、環境部長」に改め、同項中「環境部長及びまちづくり部長並びに総合政策室長」を「政策部長、環境部長及びまちづくり部長」に改める。

別表第1企画県民部の部課名の項の次に次のように加える。

秘書課	1 春秋叙勲について、主務大臣に具申すること。 2 褒章条例取扱手続(明治27年閣令第1号)第1条又は第4条の規定に基づき、褒章条例(明治14年太政官布告第63号)第1条に定める褒章(紺綬褒章を除く。)について、主務大臣に具申すること。		
広報課		1 広報計画を作成すること。 2 広聴計画を作成すること。	
広域行政課	1 大阪湾臨海地域開発整備法(平成4年法律第110号)第4条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定又は変更について主務大臣に申請すること。 2 大阪湾臨海地域開発整備法第5条第2項(同条第4		

	<p>項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、基本方針の決定又は変更について主務大臣に意見を述べること。</p> <p>3 大阪湾臨海地域開発整備法第7条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、整備計画又はその変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p>		
<p>ビジョン課</p>	<p>1 長期ビジョンを推進するための基本方針を決定すること。</p> <p>2 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第11条第2項(第12条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>3 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和39年法律第145号)第3条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の作成又は変更について国土交通大臣に協議し、その同意を求めること。</p>	<p>1 長期ビジョンの推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>2 国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第6条第5項の規定に基づき、国土形成計画の案について、国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>3 国土形成計画法第8条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、国土形成計画の案を作成することを提案すること。</p> <p>4 国土形成計画法第13条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請すること。</p> <p>5 近畿圏整備法第9条第2項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、近畿圏整備計画の決定又はその変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>6 近畿圏整備計画の推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>7 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>8 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法</p>	

		<p>律第103号。以下「保全区域整備法」という。)第3条第2項又は第4項の規定に基づき、保全区域整備計画又はその変更について国土交通大臣に通知すること。</p>	
<p>地域振興課</p>	<p>1 水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)第3条第1項の規定に基づき、水資源開発水系の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第3項の規定に基づき、工業用井戸水の採取を規制する地域の指定について経済産業大臣及び環境大臣に意見を述べること。</p> <p>3 発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)第4条第1項又は第9項の規定に基づき、公共用施設に関する整備計画の作成又は変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>4 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第5条第1項の規定に基づき、基本構想を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>5 低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号)第2条第1項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>6 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。)第4条第1項の規定に基づき、</p>	<p>1 水資源開発促進法第4条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、水資源開発基本計画の決定又は変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 低開発地域工業開発促進法第2条第4項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更の申請について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>3 地方拠点法第4条第2項の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について主務大臣に協議すること。</p> <p>4 地方拠点法第4条第3項の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について関係市町に協議すること。</p> <p>5 地方拠点法第6条第7項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、基本計画又はその変更に同意すること。</p>	

	<p>地方拠点都市地域を指定すること。</p> <p>7 地方拠点法第5条第1項の規定に基づき、地方拠点都市地域を変更し、又はその指定を解除すること。</p>		
地域再生課		<p>1 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第5条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進方針を定めること。</p> <p>2 過疎地域自立促進特別措置法第7条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進都道府県計画を定めること。</p> <p>3 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第6項の規定に基づき、総合整備計画について当該市町に協力して講じようとする措置の計画を定めること。</p> <p>4 離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき、離島振興計画を定めること。</p>	
統計課		<p>1 県民経済計算推計の基本方針を決定すること。</p> <p>2 県及び市町の統計事務関係の優良職員並びに優良団体及びその従事者の表彰について、主務大臣等に候補者を推薦すること。</p>	
県民生活課	<p>1 県民の参画と協働の推進に関する条例(平成14年兵庫県条例第57号)第6条第2項の規定に基づき、地域づくり活動支援指針を定めること。</p> <p>2 県民の参画と協働の推進に関する条例第8条第2項の規定に基づき、県行政参画・協働推進計画を定めること。</p>		<p>1 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立を認証すること。</p> <p>2 特定非営利活動促進法第31条第2項の規定に基づき、特定非営利活動法人の解散を認定すること。</p> <p>3 特定非営利活動促進法第32条第2項の規定に基づ</p>

	<p>3 県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第6条第1項の規定に基づき、県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針を定めること。</p>		<p>き、特定非営利活動法人の残余財産の国又は地方公共団体への譲渡を認証すること。</p> <p>4 特定非営利活動促進法第34条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の合併を認証すること。</p> <p>5 特定非営利活動促進法第43条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</p> <p>6 特定非営利活動促進法第44条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の認定をすること。</p> <p>7 特定非営利活動促進法第58条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の仮認定をすること。</p> <p>8 特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の規定に基づき、認定特定非営利活動法人又は仮認定非営利活動法人の合併について認定をすること。</p> <p>9 特定非営利活動促進法第67条第1項又は第2項（同条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、認定特定非営利活動法人又は仮認定非営利活動法人の認定又は仮認定を取り消すこと。</p>
<p>地域安全課</p>	<p>1 地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）第12条第1項の規定に基づき、推進計画を定めること。</p> <p>2 地域安全まちづくり条例第13条第1項の規定に基づき、指針を定めること。</p> <p>3 交通安全対策の基本方針を決定すること。</p>		<p>1 交通安全県民運動を企画すること。</p> <p>2 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第27条の規定に基づき、指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、必要な要請をし、又は必要な勧告若しくは指示をすること。</p> <p>3 交通安全対策基本法第28</p>

			条の規定に基づき、中央交通安全対策会議及び関係指定行政機関の長に対し、必要な要請をすること。
芸術文化課		兵庫県文化賞、兵庫県科学賞、兵庫県スポーツ賞及び兵庫県社会賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。	

別表第1 企画県民部の部市町振興課の項局長専決事項の欄9中「基づき」の右に「、議会事務局」を、「附属機関」の右に「、行政機関、内部組織、委員会事務局、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する」を加え、同欄13中「、第3項、第5項又は第6項」を「又は第3項」に改め、同欄14中「(2以上の県民局の所管区域にわたるものに限る。)」を削り、同欄16を削り、同欄17中「第293条第1項」を「第293条」に改め、同欄中17を16とし、18を削り、19を17とし、20から49までを18から47までとし、同部人事課の項知事決裁事項の欄1中「、政策監」を削り、同欄14中「、理事及び政策監」を「及び理事」に改め、同項部長専決事項の欄1及び局長専決事項の欄2中「研究職3級の職員(」の右に「上席研究員及び」を加え、同部文書課の項局長専決事項の欄中17を18とし、9から16までを10から17までとし、8の次に次のように加える。

9 保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条第1項の規定に基づき、特定保険業を認可すること。

別表第1 健康福祉部の部社会援護課の項局長専決事項の欄1中「を承認すること」を「に関する協議に応じること」に改め、同部福祉法人課の項局長専決事項の欄4中「児童更正施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設若しくは重症心身障害児施設」を「児童厚生施設、障害児入所施設若しくは児童発達支援センター」に改め、同項10を削り、同部高齢社会課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

9 介護保険法第115条の34第3項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

10 介護保険法第115条の35第4項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、介護情報サービス情報の報告を行い、報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命ずること。

11 介護保険法第115条の35第6項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。

12 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(13及び14において「旧介護保険法」という。)第115条の34第3項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

13 旧介護保険法第115条の35第4項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、介護情報サービス情報の報告を行い、報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命ずること。

14 旧介護保険法第115条の35第6項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第1 健康福祉部の部障害福祉課の項局長専決事項の欄1を次のように改める。

1 障害者自立支援法第51条の4第3項に基づき、勧告を受けた指定事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1 健康福祉部の部障害福祉課の項局長専決事項の欄中4を削り、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 障害者自立支援法第51条の33第3項に基づき、勧告を受けた指定相談支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1 健康福祉部の部障害福祉課の項局長専決事項の欄中10から15までを削り、16を10とし、17から26までを11から20までとし、同項の次に次のように加える。

<p>障害者支援課</p>			<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者自立支援法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。 2 障害者自立支援法第86条第1項の規定に基づき、市町が設置した障害者支援施設の事業の停止又は廃止を命ずること。 3 児童福祉法第21条の5の23の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部又は一部の効力を停止すること。 4 児童福祉法第24条の17の規定に基づき、指定障害児入所施設の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。 5 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置を認可すること。 6 児童福祉法第35条第7項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。 7 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の事業の停止を命ずること。 8 児童福祉法第58条の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。 9 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項の施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。
---------------	--	--	--

別表第1健康福祉部の部児童課の項局長専決事項の欄8中「第2項」を「第3項」に改め、同項の次のように加える。

男女家庭課	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定に基づき、都道府県男女共同参画計画を定めること。		
-------	--	--	--

別表第1 健康福祉部の部薬務課の項局長専決事項の欄36中「第12条第1項」を「第12条」に改め、同表産業労働部の部しごと支援課の項を削り、同部能力開発課の項局長専決事項の欄2中「第16条第5項」を「第16条第4項」に改め、同欄中3を削り、4を3とし、5から11までを4から10までとし、同欄12中「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）第20条」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第21条」に、「公共職業能力開発施設」を「職業能力開発促進センター等」に、「独立行政法人雇用・能力開発機構に」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に」に改め、同欄12を同欄11とし、同欄13を同欄12とし、同項の次に次のように加える。

しごと支援課			<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高齢者雇用安定法」という。）第41条第1項の規定に基づき、シルバー人材センターを指定すること。 2 高齢者雇用安定法第43条の2の規定に基づき、シルバー人材センターに対し、監督上必要な命令をすること。 3 高齢者雇用安定法第43条の3第1項の規定に基づき、シルバー人材センターの指定を取り消すこと。 4 高齢者雇用安定法第44条第1項の規定に基づき、シルバー人材センター連合を指定すること。 5 高齢者雇用安定法第45条において準用する第43条の2の規定に基づき、シルバー人材センター連合に対し、監督上必要な命令をすること。 6 高齢者雇用安定法第45条において準用する第43条の3第1項の規定に基づき、シルバー人材センター連合の指定を取り消すこと。 7 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機
--------	--	--	--

会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第4条第3項の規定に基づき、改善計画を認定すること。

8 中小企業労働力確保法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、改善計画の変更を認定し、又は認定計画の認定を取り消すこと。

9 中小企業労働力確保法第17条の規定に基づき、認定計画に係る改善事業の実施状況について報告を求めること。

10 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号。以下「介護労働者法」という。）第8条第1項の規定に基づき、改善計画を認定すること。

11 介護労働者法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、改善計画の変更を認定し、又は認定計画の認定を取り消すこと。

12 介護労働者法第12条の規定に基づき、認定計画に係る改善措置の実施状況について報告を求めること。

13 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第27条第1項の規定に基づき、障害者雇用支援センターを指定すること。

14 障害者雇用促進法第30条第1項及び第2項の規定に基づき、障害者雇用支援センターの事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書を受領すること。

15 障害者雇用促進法第31条の規定に基づき、障害者雇

を14から41までとし、同表農政環境部の部総合農政課の項局長専決事項の欄12中「第4条第6項」を「第4条第8項」に改め、同部農業経営課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

32 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第7項又は第7条第5項に基づき、総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画（農地又は採草放牧地の転用を伴うものに限る。）に係る協議に応じ、同意をすること。

33 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）第1条に基づき、兵庫県農業会議及び関係する農業委員会の意見を聴くこと。

別表第1農政環境部の部消費流通課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

24 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第7条の3第2項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1農政環境部の部農業改良課の項局長専決事項の欄1中「第7条第7項」を「第7条第8項」に改め、同部農地整備課の項局長専決事項の欄2中「（第96条の4において準用する場合を含む。）」を削り、「認可し、又は同意する」を「認可する」に改め、同欄3及び4中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同部農産園芸課の項局長専決事項の欄9中「第2条の3第3項」を「第2条の3第4項」に改め、同部畜産課の項局長専決事項の欄3中「第2条の3第3項（同条第4項）」を「第2条の3第4項（同条第5項）」に改め、同欄29中「第8条第3項」を「第8条第4項」に、「と協議する」を「に報告する」に改め、同欄中29を30とし、4から28までを5から29までとし、3の次に次のように加える。

4 酪農肉用牛振興法第2条の3第6項の規定に基づき、県計画の決定又は変更について農林水産大臣に報告すること。

別表第1農政環境部の部漁港課の項知事決裁事項の欄6中「の認可を受けること」を「に報告すること」に改め、同部環境政策課の項局長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 環境条例第12条第2項の規定に基づき、事業者に対し、事業活動に係る環境の管理に関する情報の公開を求めること。
- 2 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第20条第1項の規定に基づき、環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場を認定すること。
- 3 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の2第2項の規定に基づき、認定体験の機会の場の認定の有効期間を更新すること。
- 4 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の6第1項の規定に基づき、認定体験の機会の場の認定を取り消すこと。

別表第1農政環境部の部水大気課の項知事決裁事項の欄10及び12中「の同意を環境大臣から得ること」を「について環境大臣に協議すること」に改め、同項局長専決事項の欄58及び60中「関係市町長」を「関係町

長」に改め、同欄61中「市町長」を「町長」に改め、同部環境整備課の項知事決裁事項の欄9を次のように加える。

9 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公害防止対策事業計画の作成又は変更について環境大臣に協議し、同意を求めること。

別表第1農政環境部の部環境整備課の項知事決裁事項の欄中10を削り、11を10とし、同表県土整備部の部空港政策課の項局長専決事項の欄中「聴取し、関係行政機関の長と協議する」を「聴取する」に改め、同部道路街路課の項局長専決事項の欄1を削り、同欄2中「道路法」の右に「（昭和27年法律第180号）」を加え、「新設等」を「新設」に改め、同欄中2を1とし、3から7までを2から6までとし、同欄8中「第4条」を「第4条第1項」に、「立体交差化計画」を「立体交差化計画等」に改め、同欄中8を7とし、9から15までを8から14までとし、同欄16中「第81条第3項」を「第81条第2項」に改め、同欄16を同欄15とし、同部道路保全課の項局長専決事項の欄中17を18とし、13から16までを14から17までとし、同欄12中「第74条第2項」を「第74条」に改め、同欄中12を13とし、7から11までを8から12までとし、同欄6の次に次のように加える。

7 道路法第17条第3項の規定に基づき、町長に県道を管理させること。

別表第1県土整備部の部総合治水課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

3 総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第6条第1項の規定に基づき、地域総合治水推進計画の計画地域を定めること。

別表第1県土整備部の部下水道課の項局長専決事項の欄1中「第25条の3第1項又は第4項」を「第25条の3第2項又は第7項」に、「の認可を」を「について」に、「申請する」を「協議する」に改め、同部港湾課の項知事決裁事項の欄2中「認可を申請すること」を「協議し、その同意を得ること」に改め、同欄3中「を認可すること」を「について同意すること」に改め、同欄中9を削り、10を9とし、11から13までを10から12までとし、同項局長専決事項の欄3中「第4条第7項」を「第4条第10項」に改め、同欄4中「第4条第9項」を「第4条第12項」に改め、同部都市計画課の項知事決裁事項の欄4中「第3号までに掲げる都市計画」の右に「（区域区分を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに定期見直しによる区域区分の変更に係るものに限る。）」を加え、同欄9及び10を削り、同項局長専決事項の欄3中「第15条第1項第4号」を「第15条第1項第1号、第2号及び第4号」に改め、「こと（）」の右に「区域区分を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに定期見直しによる区域区分の変更並びに」を加え、同欄4中「市町の」を「市の都市計画の決定又は変更の協議に応じ、町の」に改め、同欄15中「同条第10項」を「同条第7項」に改め、同欄中16を削り、17を16とし、18から21までを17から20までとし、同欄22中「同条第8項」を「同条第6項」に改め、同欄中22を21とし、23を削り、24を22とし、25から36までを23から34までとし、37から56までを削り、同部公園緑地課の項知事決裁事項の欄3中「近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号。以下「保全区域整備法」という。）」を「保全区域整備法」に改め、同部住宅政策課の項局長専決事項の欄7中「独立行政法人住宅金融支援機構法」の右に「（平成17年法律第82号）」を加え、同部公営住宅課の項局長専決事項の欄2中「第27条第1項」を「第27条」に改め、同部建築指導課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

3 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開発行為を許可すること（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。

4 都市計画法第34条の2第1項の規定に基づき、国等が行う開発行為について協議に応ずること（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。

別表第1県土整備部の部建築指導課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

10 都市計画法第33条第6項の規定に基づき、市町の条例の制定に同意すること。

11 都市計画法第41条第1項（同法35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物の敷地面積に対する建築面積の割合、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備についての制限を定めること。

12 都市計画法第59条第1項の規定に基づき、市町の行う都市計画事業を認可すること。

13 都市計画法第59条第2項の規定に基づき、都市計画事業の施行の認可を国土交通大臣に申請すること。

14 都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第5条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定区域を指定すること。

15 都市計画法施行条例第5条第6項（同条第9項及び同条例第8条第5項において準用する場合を含む。）

の規定に基づき、関係市町長及び兵庫県開発審査会に意見を聴くこと。

- 16 都市計画法施行条例第7条第3号の規定に基づき、建築物の用途を指定すること。
- 17 都市計画法施行条例第8条第3項の規定に基づき、特別指定区域を指定すること。
- 18 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第22条第1項の規定に基づき、新住宅市街地開発事業に関する処分計画を認可すること。
- 19 新住宅市街地開発法第41条第1項の規定に基づき、施行者に施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずること。
- 20 新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）第22条の規定に基づき、土地整理の施行計画を認可すること。
- 21 新都市基盤整備法第30条第1項の規定に基づき、換地計画を認可すること。
- 22 新都市基盤整備法第38条第1項の規定に基づき、換地計画の変更を認可すること。
- 23 新都市基盤整備法第45条第1項の規定に基づき、処分計画の制定又はその変更について協議に応じ、同意すること。
- 24 特定農山村法第8条第4項の規定に基づき、所有権移転等促進計画を承認すること。
- 25 開発地域の良好な環境の確保に関する条例（昭和49年兵庫県条例第11号）第7条第1項の規定に基づき、開発協定を締結すること。
- 26 独立行政法人住宅金融支援機構法第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務を受託すること。
- 27 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の規定に基づき、宅地造成工事規制区域を指定すること。
- 28 宅地造成等規制法第20条第1項の規定に基づき、造成宅地防災区域を指定すること。
- 29 宅地造成等規制法第20条第2項の規定に基づき、造成宅地防災区域の指定を解除すること。

別表第3を削る。

（出納局決裁規程の一部改正）

第2条 出納局決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、政策監」を削る。

第3条第2項中「医監」を「福祉監」に改める。

別表第1審査・指導課の項会計管理者決裁事項の欄2中「及び1件500万円以上の寄附金」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び寄附金」を削り、同項出納局長専決事項の欄2中「1件500万円未満の寄附金に係る支出負担行為及び」及び「及び寄附金」を削る。

（地方機関処務規程の一部改正）

第3条 地方機関処務規程（昭和43年兵庫県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「及び子ども手当」を削る。

別表第1県民局の部神戸県民局の項県民局長委任事項の欄7を削り、同項県民局長専決事項の欄3を削り、同部阪神南県民局及び阪神北県民局の項中「及び阪神北県民局」を削り、同項県民局長委任事項の欄63から70までを次のように改める。

63から70まで 削除

別表第1県民局の部阪神南県民局及び阪神北県民局の項県民局長専決事項の欄28を次のように改める。

28 削除

別表第1県民局の部阪神南県民局及び阪神北県民局の項の次に次のように加える。

阪神北県民局	1 阪神南県民局の項県民局長委任事項の欄に掲げる事項 2 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の規定に基づき、特定工場の新設の届出を受理すること（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項の規定により市町の条例で緑地面積率等に係る準則が定められた	1 阪神南県民局の項県民局長専決事項の欄に掲げる事項
--------	--	----------------------------

	<p>同意企業立地重点促進区域に係るものを除く。3から9までにおいて同じ。)</p> <p>3 工場立地法第7条第1項又は第8条第1項の規定に基づき、特定工場に係る変更の届出を受理すること。</p> <p>4 工場立地法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、特定工場の設置の場所等に関し必要な勧告をすること。</p> <p>5 工場立地法第10条第1項の規定に基づき、勧告に係る事項の変更を命ずること。</p> <p>6 工場立地法第11条第2項の規定に基づき、期間を短縮すること。</p> <p>7 工場立地法第12条の規定に基づき、氏名等の変更の届出を受理すること。</p> <p>8 工場立地法第13条第3項の規定に基づき、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>9 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定に基づき、特定工場に係る変更の届出を受理すること。</p>
--	---

別表第1 県民局の部東播磨県民局、中播磨県民局及び西播磨県民局の項県民局長委任事項の欄1中「阪神南県民局及び阪神北県民局の項」を「阪神南県民局の項」に改め、「1から」の右に「62まで及び71から」を加え、同欄に次のように加える。

2 阪神北県民局の項県民局長委任事項の欄2から9までに掲げる事項

別表第1 県民局の部東播磨県民局、中播磨県民局及び西播磨県民局の項県民局長専決事項の欄1中「阪神南県民局及び阪神北県民局の項」を「阪神南県民局の項」に改め、「1から58まで」を削り、同部北播磨県民局及び丹波県民局の項中「及び丹波県民局」を削り、同項県民局長委任事項の欄1を次のように改める。

1 東播磨県民局、中播磨県民局及び西播磨県民局の項県民局長委任事項の欄に掲げる事項

別表第1 県民局の部北播磨県民局及び丹波県民局の項県民局長専決事項の欄1を次のように改める。

1 東播磨県民局、中播磨県民局及び西播磨県民局の項県民局長専決事項の欄に掲げる事項

別表第1 県民局の部北播磨県民局及び丹波県民局の項の次に次のように加える。

丹波県民局	<p>1 阪神南県民局の項県民局長委任事項の欄1から62まで及び71から131までに掲げる事項</p> <p>2 北播磨県民局の項県民局長委任事項の欄2から9までに掲げる事項</p>	<p>1 北播磨県民局の項県民局長専決事項の欄に掲げる事項</p>
-------	---	-----------------------------------

別表第1 総務室及び総務企画室の部総務室の項県民局長委任事項の欄3中「第42条第3項」の右に「及び第4項」を加え、「協議に応ずること」を「報告を受け、及び必要な助言又は勧告をすること」に改め、同表県民室、県民協働室及び県民生活室の部神戸県民局の県民室の項県民局長委任事項の欄1中「阪神南県民局及び阪神北県民局の項」を「阪神南県民局の項」に改め、同欄3中「第29条第2項」を「第30条」に、「役員名簿等」を「役員名簿」に、「閲覧に供すること」を「閲覧させ、又は複写させること」に改め、同欄3の次に次のように加える。

3の2 特定非営利活動促進法第56条の規定に基づき、役員報酬規程等を閲覧させ、又は謄写させること。

別表第1 県民室、県民協働室及び県民生活室の部神戸県民局の県民室の項県民局長専決事項の欄2中「阪神南県民局及び阪神北県民局の項」を「阪神南県民局の項」に改め、同欄に次のように加える。

11 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康

福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長専決事項の欄10から12までに掲げる事項

別表第1 県民室、県民協働室及び県民生活室の部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）、県民協働室及び北播磨県民局の県民生活室の項県民局長委任事項の欄161中「に同意すること」を「の協議に応ずること」に改め、同欄162の2中「国定公園事業の内容の変更について協議に応じること」を「県以外の公共団体による国定公園事業の内容の変更の協議に応じ、又は国及び公共団体以外の者による国定公園事業の内容の変更を認可すること」に改め、同欄162の4中「同意又は」を削り、同欄162の5中「国定公園事業者たる地位の承継についての協議に応じること」を「県以外の公共団体による国定公園事業者たる地位の承継の協議に応じ、又は国及び公共団体以外の者による国定公園事業者の地位の承継を承認すること」に改め、同欄162の8中「同意又は」を削り、同欄181及び182中「に同意し」を「の協議に応じ」に改め、同欄184及び188中「同意又は」を削り、同欄405から407までの規定中「又は有害物質使用特定施設」を「、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設」に改め、同欄411中「特定施設」の右に「、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同欄414の次に次のように加える。

414の2 水質汚濁防止法第13条の3 第1項の規定に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対し、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造の改善等を命ずること。

別表第1 県民室、県民協働室及び県民生活室の部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）、県民協働室及び北播磨県民局の県民生活室の項県民局長委任事項の欄415中「第13条の3」を「第13条の4」に改め、同欄420中「特定事業場」の右に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同欄468中「姫路市」の右に「、尼崎市及び西宮市」を加え、同部淡路県民局の県民生活室の項県民局長委任事項の欄1中「阪神南県民局及び阪神北県民局の項」を「阪神南県民局の項」に改め、「1から」の右に「62まで、71から」を加え、同項県民局長専決事項の欄1中「北播磨県民局及び丹波県民局の項」を「北播磨県民局の項」に改め、「1から58まで」を削り、同表但馬県民局の地域政策室の部但馬県民局の地域政策室の項県民局長委任事項の欄1中「北播磨県民局及び丹波県民局の項」を「北播磨県民局の項」に改め、「1から9まで」を削り、同項県民局長専決事項の欄1中「北播磨県民局及び丹波県民局の項」を「北播磨県民局の項」に改め、「1から3まで」を削り、同表淡路県民局の公園島企画室の部中「公園島企画室」を「公園島推進室」に改め、同部淡路県民局の公園島企画室の項県民局長委任事項の欄1を削り、同欄2を同欄1とし、同項県民局長専決事項の欄1を削り、同欄2を同欄1とし、同表健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄95の次に次のように加える。

95の2 医療法第25条第2項の規定に基づき、診療録、助産録、帳簿書類等の提出を命ずること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄98の次に次のように加える。

98の2 医療法第29条第2項の規定に基づき、83又は84に規定する事項の許可を取り消すこと。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄322中「（昭和23年法律第125号）」を削り、同欄326中「第34条第1項」を「第34条」に改め、同部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄3中「知的障害児施設、知的障害児通園施設若しくは重症心身障害児施設」を「障害児入所施設若しくは児童発達支援センター」に改め、同欄7中「、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設」を削り、同欄8中「、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設」を「及び障害者支援施設」に改め、同欄30を次のように改める。

30 介護保険法第72条第1項ただし書の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者からの別段の申出を受理すること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄32中「第70条第5項」を「第70条第6項」に改め、同欄33を次のように改める。

33 削除

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄58から65までを次のように改める。

58から65まで 削除

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄71の13中「又は指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護療養型医療施設」を「若しくは指定介護予防サービス事業者」に改め、同欄79を次のように改める。

79 削除

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄79の2から79の5までを削り、同欄83を次のように改める。

83 削除

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄84中「又は指定相談支援事業者」を削り、同欄85中「指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設等の設置者等又は指定相談支援事業者等」を「指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設」に改め、同欄86中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設の設置者」に改め、同欄87中「同条第3項」を「同条第4項」に改め、「指定障害福祉サービス事業者」の右に「若しくは指定障害者支援施設」を加え、同欄87の次に次のように加える。

87の2 障害者自立支援法第51条の2第2項の規定に基づき、指定事業者等からの業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること。

87の3 障害者自立支援法第51条の2第3項の規定に基づき、指定事業者等からの業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出を受理すること。

87の4 障害者自立支援法第51条の2第4項の規定に基づき、指定事業者等からの業務管理体制の整備に係る届出の区分の変更に関する届出を受理すること。

87の5 障害者自立支援法第51条の3第1項の規定に基づき、指定事業者等に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは立入検査をさせること。

87の6 障害者自立支援法第51条の4第1項の規定に基づき、指定事業者等に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

87の7 障害者自立支援法第51条の4第2項の規定に基づき、指定事業者等が勧告に従わなかったことを公表すること。

87の8 障害者自立支援法第51条の4第3項の規定に基づき、指定事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

87の9 障害者自立支援法第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定すること。

87の10 障害者自立支援法第51条の25第1項又は第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者に係る事業所の名称等の変更若しくは事業の再開の届出又は事業の廃止若しくは休止の届出を受理すること。

87の11 障害者自立支援法第51条の27第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者等に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは立入検査をさせること。

87の12 障害者自立支援法第51条の28第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者に対し、設備又は運営に関する基準を遵守すべきことを勧告すること。

87の13 障害者自立支援法第51条の29第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

87の14 障害者自立支援法第51条の31第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者からの業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること。

87の15 障害者自立支援法第51条の31第3項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者からの業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出を受理すること。

87の16 障害者自立支援法第51条の31第4項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者からの業務管理体制の整備に係る届出の区分の変更に関する届出を受理すること。

87の17 障害者自立支援法第51条の32第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは立入検査をさせること。

87の18 障害者自立支援法第51条の33第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者に対し、適正な業務

管理体制を整備すべきことを勧告すること。

87の19 障害者自立支援法第51条の33第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者が勧告に従わなかったことを公表すること。

87の20 障害者自立支援法第51条の33第3項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄98の次に次のように加える。

98の2 児童福祉法第21条の5の21第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者等に対し、報告等を命じ、出頭を求め、関係者に対し質問させ、若しくは立入検査をさせること。

98の3 児童福祉法第21条の5の22第1項の規定に基づき、指定障害児事業者等に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。

98の4 児童福祉法第21条の5の22第2項の規定に基づき、指定障害児事業者等の設置者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

98の5 児童福祉法第21条の5の22第3項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄101中「指定施設設置者等（肢体不自由児施設に係るものを除く。101において同じ。）である者又は指定施設設置者等であった者」を「指定障害児入所施設等の設置者等」に改め、同欄102中「指定知的障害児施設等の設置者（肢体不自由児施設の設置者を除く。103及び104において同じ。）」を「指定障害児入所施設等の設置者」に改め、同欄103及び104中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同欄110中「知的障害児施設、知的障害児通園施設及び重症心身障害児施設」を「障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の設置者及び」に改め、同欄111中「知的障害児施設、知的障害児通園施設及び重症心身障害児施設」を「障害児通所支援事業所及び障害児入所施設」に改め、同欄に次のように加える。

189 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（190から207までにおいて「旧介護保険法」という。）第72条第1項の規定に基づき、介護療養型医療施設の開設者からの別段の申出を受理すること。

190 旧介護保険法第108条の規定に基づき、療養病床等の入所定員の増加に係る指定介護療養型医療施設の指定の変更をすること。

191 旧介護保険法第111条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出を受理すること。

192 旧介護保険法第111条の2第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者等に対し、連絡調整又は助言その他の援助をすること。

193 旧介護保険法第112条第1項の規定に基づき、報告等を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者等に対し出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは当該施設に立ち入り、その設備等を検査させること。

194 旧介護保険法第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の辞退の申出を受理すること。

195 旧介護保険法第113条の2第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、基準を遵守すべきこと等を勧告すること。

196 旧介護保険法第113条の2第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者が勧告に従わなかったことを公表すること。

197 旧介護保険法第113条の2第3項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

198 旧介護保険法第114条第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

199 旧介護保険法第115条の32第2項第1号の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者からの業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること。

200 旧介護保険法第115条の32第3項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者からの業務管理体

制の整備に関する事項の変更の届出を受理すること。

201 旧介護保険法第115条の32第4項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者からの業務管理体制の整備に係る届出の区分の変更に関する届出を受理すること。

202 旧介護保険法第115条の33第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、帳簿書類等を検査させること。

203 旧介護保険法第115条の34第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

204 旧介護保険法第115条の34第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者が同条第1項の勧告に従わなかったことを公表すること。

205 旧介護保険法第115条の34第3項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

206 旧介護保険法第115条の35第4項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、報告を行い、報告内容を是正し、又は調査を受けることを命ずること。

207 旧介護保険法第115条の35第6項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄120中「(同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。)」を削り、「第96条の2第5項」を「第96条の2第7項」に改め、同項県民局長専決事項の欄6を次のように改める。

6 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄17中「及び第6項」を「及び第5項」に、「協議に応ずること」を「報告を受けること」に改め、同欄106中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、「(同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。)」を削り、「第96条の2第5項」を「第96条の2第7項」に改め、同欄107から109までの規定中「(同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。)」及び第96条の2第5項」を削り、同表土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄146の2の次に次のように加える。

146の3 総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第6条第1項の規定に基づき、地域総合治水推進計画を作成すること。

146の4 総合治水条例第18条第1項の規定に基づき、指定調整池を指定すること。

146の5 総合治水条例第20条第1項の規定に基づき、指定調整池の指定を解除すること。

146の6 総合治水条例第22条第1項の規定に基づき、指定雨水貯留浸透施設を指定すること。

146の7 総合治水条例第25条第1項の規定に基づき、指定雨水貯留浸透施設の指定を解除すること。

146の8 総合治水条例第27条第1項の規定に基づき、指定貯水施設を指定すること。

146の9 総合治水条例第30条第1項の規定に基づき、指定貯水施設の指定を解除すること。

146の10 総合治水条例第32条第1項の規定に基づき、指定ポンプ施設を指定すること。

146の11 総合治水条例第35条第1項の規定に基づき、指定ポンプ施設の指定を解除すること。

146の12 総合治水条例第45条第1項の規定に基づき、指定耐水施設を指定すること。

146の13 総合治水条例第48条第1項の規定に基づき、指定耐水施設の指定を解除すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄270中「都市計画法」の右に「(昭和43年法律第100号)」を加え、同欄273中「第42条第2項」を「第52条の2第2項」に改め、同欄283中「検査をさせること」の右に「(立入検査に係る身分を示す証票を交付することを除く。)」を加え、同欄318中「同法」を削り、「第17条」を「同法第17条」に改め、同欄328中「第32条第2項」を「第32条第3項」に改め、同欄365中「第9条第11項」を「第9条第12項」に改め、同欄388中「検査させること」の右に「(立入検査に係る身分を示す証票を交付することを除く。)」を加え、同欄404中「(昭和43年法律第100号)」を削り、同欄421から426までを次のように改める。

421から426まで 削除

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄444の3の次に次のように加える。

444の4 建築基準法第12条第6項の規定に基づき、建築物等に立ち入り、検査等をし、又は質問をすること

(立入検査に係る身分を示す証明書を交付することを除く。)

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄516及び585中「検査させること」の右に「(立入検査に係る身分を示す証票を交付す ることを除く。)」を加える。

別表第2 県立男女共同参画センター所長の項を削り、県立知的障害者更生相談所長の項の次に次のように 加える。

県立男女共同 参画センター 所長	1 兵庫県立男女共同参画センター管理規 則(平成4年兵庫県規則第73号)第5条 の規定に基づき、入館を拒否し、又は退 館を命ずること。	
------------------------	---	--

別表第2 県立精神保健福祉センター所長の項中「県立精神保健福祉センター所長」を「精神保健福祉セン ター所長」に改め、同表児童相談所長の項委任事項の欄1の2中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付 費」に改め、同欄1の3中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同欄1の4及び1の5中「指定知 的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同欄12の3中「第57条の3第1項」を「第57条の3 第2項及び第57条の3の3第1項」に改め、同欄13及び14を削り、同欄12の4中「第57条の4」を「第57条 の4第2項」に改め、「第2項」を加え、同欄12の4を同欄14とし、同欄12の3の次に次のように加える。

13 児童福祉法第57条の3の3第3項に基づき、障害児通所支援を行った者等に対し、報告等を命じ、又は 質問させること。

別表第2 県立女性家庭センター所長の項中「県立女性家庭センター所長」を「女性家庭センター所長」に、 「兵庫県立女性家庭センター管理規則」を「兵庫県立女性家庭センター規則」に改め、同表県立障害者高等 技術専門学院長の項委任事項の欄1中「第10条」を「第11条」に改め、同表兵庫障害者職業能力開発校長の 項委任事項の欄1中「第13条」を「第14条」に改め、同表家畜保健衛生所長の項委任事項の欄5の2の次に 次のように加える。

5の3 家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づき、家畜の頭羽数等の報告を受理すること。

別表第2 家畜保健衛生所長の項委任事項の欄6中「第2項」の右に「(同条第1項ただし書及び第2項に ついては、第13条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄7中「しや断」を「遮断」に 改め、同欄9中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から 施行する。

- (1) 第1条中決裁規程別表第1 農政環境部の部環境政策課の項局長専決事項の欄の改正規定 平成24年10月 1日
- (2) 第3条中地方機関処務規程別表第1 県民室、県民協働室及び県民生活室の部県民室(神戸県民局の県民 室を除く。)、県民協働室及び北播磨県民局の県民生活室の項県民局長委任事項の欄405から407まで及び 411の改正規定、同欄414の次に414の2を加える改正規定並びに同欄415及び420の改正規定 平成24年6月 1日



兵庫県訓令第2号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程(昭和36年兵庫県訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「政策監、本庁の部長」を「本庁の部長、政策部長」に改め、同条第3号を削り、同条第 4号中「本庁の、参事」を「本庁の参事」に、「医監」を「福祉監」に改め、同号を同条第3号とし、同条第

5号中「第14号」を「第13号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号の表神戸県民局の項中「健康福祉第1課 健康福祉第2課」を削り、同表阪神北県民局の項中「地域振興課」を「里山・地域づくり課 商工労政課」に改め、同号を同条第11号とし、同条第13号中「第9号」を「第8号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第14号を同条第13号とする。

第18条中「第5号まで」を「第4号まで」に改める。

(公印規程の一部改正)

第2条 公印規程(昭和37年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

別表政策監印の款を削る。

(財産評価委員会規程の一部改正)

第3条 財産評価委員会規程(昭和38年兵庫県訓令甲第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室長」を「県土整備部住宅建築局建築指導課長」に改める。

(入札参加者審査会規程の一部改正)

第4条 入札参加者審査会規程(昭和41年兵庫県訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号中「地質」の右に「、環境」を加える。

別表第1淡路県民局部会の項中「淡路県民局総務室」を「淡路県民局総務企画室」に改める。

別表第2土木部会の項中「県土整備部土木道路企画課長」を「県土整備部土木局道路企画課長」に改め、同表阪神南県民局部会の項中「阪神南県民局西宮土木所長」を「阪神南県民局西宮土木事務所長」に改め、同表淡路県民局部会の項中「淡路県民局総務室長」を「淡路県民局総務企画室長」に改める。

別表第3淡路県民局部会の款中「淡路県民局総務室」を「淡路県民局総務企画室」に改める。

(公共用地補償審査会規程の一部改正)

第5条 公共用地補償審査会規程(昭和43年兵庫県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「及び企画県民部管理局管財課財産管理室長並びに」を「、企画県民部管理局管財課長、」に改める。

(庁用自動車管理規程の一部改正)

第6条 庁用自動車管理規程(昭和47年兵庫県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「企画県民部管理局管財課財産管理室」を「企画県民部管理局管財課」に改める。

第4条第3項中「企画県民部管理局管財課財産管理室長(以下「財産管理室長」を「企画県民部管理局管財課長(以下「管財課長」に改める。

第5条から第14条までの規定中「財産管理室長」を「管財課長」に改める。

(職員提案規程の一部改正)

第7条 職員提案規程(昭和49年兵庫県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「企画県民部企画財政局新行政課事務改革室長(以下「事務改革室長」を「企画県民部企画財政局新行政課長(以下「新行政課長」に改め、同条第3項中「事務改革室長」を「新行政課長」に改める。

第6条中「事務改革室長」を「新行政課長」に改める。

第7条第4項中「企画県民部総合政策室長」を「政策部長」に、「事務改革室長」を「新行政課長」に改め、同条第6項中「企画県民部企画財政局新行政課事務改革室」を「企画県民部企画財政局新行政課」に改める。

第8条第1項、第10条及び第11条中「事務改革室長」を「新行政課長」に改める。

(職員安全健康管理規程の一部改正)

第8条 職員安全健康管理規程(昭和50年兵庫県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第34条第4項中「県立精神保健福祉センター所長」を「精神保健福祉センター所長」に改める。

(情報管理規程の一部改正)

第9条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「企画県民部教育・情報局長」を「企画県民部企画財政局長」に改める。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第10条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の項中 「企画県民部県民文化局青少年課長」を「企画県民部県民文化局青少年課男女家庭室長」

「健康福祉部子ども局児童課長」を「健康福祉部子ども局児童課長」に、「産業健康福祉部子ども局男女家庭課長」に、産業

労働部政策労働局産業政策課長 を「産業労働部政策労働局産業政策課長」に、「産業労働部政策労働局労働部政策労働局しごと支援課長」を「産業労働部政策労働局能力開発課長」に、「県土整備部まちづくり局都市計画課開発能力開発課長」を「産業労働部政策労働局しごと支援課長」に、県土整備部まちづくり局公園緑地課長調整室長 を「県土整備部まちづくり局公園緑地課長」に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項中「県土整備部住宅建築局建築指導課長」を「企画県民部県民文化局青少年課長」に、「健康福祉部こども局児童課長」を「健康福祉部こども局児童課長」に、「産業労働部観光・国際局国際交流課長」を「産業労働部国際局国際交流課長」に改め、同表青少年愛護審議会の項中「企画県民部県民文化局青少年課長」を「企画県民部県民文化局青少年課男女家庭室長」に、「健康福祉部こども局児童課長」を「健康福祉部こども局児童課長」に、「健康福祉部健康局薬務課長」を「健康福祉部健康局薬務課長」に、「産業労働部政策労働局しごと支援課長」を「健康福祉部健康局薬務課長」に、「産業労働部政策労働局能力開発課長」を「産業労働部政策労働局能力開発課長」に改め、同表防災会議の項中「企画県民部防災企画局防災計画課防災情報室長」を「企画県民部災害対策局災害対策課長」に、「企画県民部災害対策局災害対策課長」を「企画県民部災害対策局災害対策課防災情報室長」に改め、同表障害者福祉審議会の項中「障害者福祉審議会」を「障害福祉審議会」に、「産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室」を「産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室長」に改め、同表環境審議会の項中「企画県民部地域振興課長」を「企画県民部地域振興課エネルギー対策室長」に、「県土整備部土木局総合治水課武庫川総合治水室長」を「県土整備部土木局河川整備課長」に、「県土整備部まちづくり局都市計画課長」を「県土整備部まちづくり局都市計画課長」に改め、同表職業能力開発審議会の項中「産業労働部政策労働局しごと支援課長」を「産業労働部政策労働局能力開発課長」に改め、同表都市計画審議会の項及び景観審議会の項中「県土整備部まちづくり局都市計画課長」を「県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室長」に改め、同表開発審査会の項中「県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室長」を「県土整備部住宅建築局建築指導課長」に改め、同表住宅審議会の項中「県土整備部まちづくり局都市計画課長」を「県土整備部まちづくり局都市計画課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 4月 1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第453の4号

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 昭和38年兵庫県告示第1046号の2（地方機関の内部組織の位置等）の一部を次のように改正する。

別表第1 中播磨県民局の款中「中播磨健康福祉事務所監査指導課」を「中播磨健康福祉事務所監査・地域福祉課」に改め、同款中播磨健康福祉事務所地域福祉課の項を削る。

第2条 平成16年兵庫県告示第476号の5（本庁の課に置く参事並びに県民局、県民局の室及び県民局の事務所に置く参事並びに地方機関に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

別表本庁の課に置く参事の部企画県民局の款企画財政局の項の次に次のように加える。

管理局	管財課	財産管理参事
-----	-----	--------

別表県民局に置く参事の部神戸県民局の項中「福祉施設参事」を削る。

別表県民局の室及び事務所に置く参事の部阪神北県民局の款伊丹健康福祉事務所の項を削り、同部東播磨県民局の款県民室の項の次に次のように加える。

明石健康福祉事務所	健康参事
-----------	------

別表県民局の室及び事務所に置く参事の部西播磨県民局の款光都農林水産振興事務所の項を削る。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。